

令和 6 年 7 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 6 年 7 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 40 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について
日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 5 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 5 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用
集積計画について

4. 出席した農業委員 (11 名)

1 番 鈴 木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
4 番 岩 崎 十三江	5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦
7 番 清 水 照 夫	8 番 関 口 裕	10 番 深 澤 良 朗
12 番 星 野 文 雄	13 番 小 林 利 信	

5. 欠席した農業委員 (2 名)

9 番 田 村 範 行 11 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝太郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長	山 銅 敏 男	事務局長補佐	高 橋 潤 一
主 査	松 嶋 広 晃		

事 務 局 それでは、これより令和 6 年 7 月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の欠席通告者は、農業委員「9 番 田村委員」「11 番 星野委員」の 2 名で
す。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 11 名です。以上によ

り、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会 長 皆さんこんにちは。本日も審議事項がたくさんありますので、慎重審議の上、総会がスムーズに進みますようよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議 長 会期決定についてお諮りいたします。令和 6 年 7 月 25 日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 会期は令和 6 年 7 月 25 日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議 長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議 長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「10 番：深澤 良朗 委員」と「12 番：星野 文雄 委員」の両名にお願いいたします。

報告第 1 号

議 長 日程第 1 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」
次のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知があったので、報告する。令和 6 年 7 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 3 件ございます。
番号 1 番。貸人、借人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、両者の話し合いにより合意解約したもの。経営基盤強化促進法による賃貸借。合意解約日は令和 6 年 6 月 30 日。
番号 2 番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、両者の話し合いにより合意解約したもの。経営基盤強化促進法による賃貸借。合意解約日は令和 6 年 6 月 30 日。
番号 3 番。借人、貸人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、田 3 筆、両者の話し合いにより合意解約したもの。経営基盤強化促進

法による賃貸借。合意解約日は令和 6 年 6 月 30 日。

以上、3 件につきまして、報告いたします。よろしくお願いいたします。

議案第 1 号

議 長

日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 7 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は 1 件ございます。

番号 1 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、田及び畑、計 8 筆、贈与。稲作を中心に農業を行っているが、経営規模を拡大して、経営の合理化を図るため、農地の贈与を受けたく申請するもの。

以上、1 件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

金子推進委員

この農地法第 3 条の生前一括贈与につきましては、今も納税猶予の制度はありますか。また、3 年ごとに農地の現況確認作業として税務署に出す書類は今もありますか。

事 務 局

ルールはありますが近年実績はございません。また、こちらの贈与については、全部ではなく一部ということになっておりますので、一括贈与ではございません。

議 長

ほかにご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長

日程第 3 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」

次のとおり、農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和 6 年 7 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。

番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町西鹿田、畑、一般住宅用地。申請地の隣接地に現在の居宅があるが、高齢になり、老夫婦が生活できる広さの住宅を新たに建築するため申請するもの。第 2 種農地、宅地と一体利用、始末書添付。

番号 2 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町小中、畑、一般住宅用地。申請地の現況を確認せずに新築住宅を建築したが、畑であることが判明したため申請するもの。第 2 種農地、始末書添付。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局

(始末書の朗読)

議 長

始末書の朗読が終わりました。

番号 1 番について、笠懸第 10 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員

4 番、岩崎です。地図の 3 番をご覧ください。県道笠懸赤堀線を赤堀方面に進み、境の早川の手前になります。住宅の裏に少し空き地があり、そこに家を建てたいというもので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、始末書の添付がありますので、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局

(始末書の朗読)

議 長

始末書の朗読が終わりました。

番号 2 番について、東町の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員

8 番、関口です。地図の 4 番をご覧ください。申請地は、東支所より国道 122 号線を足尾方面に約 2km 進み、小中の信号を左折し約 500m 行った道路沿いになります。始末書のとおり元々あった住宅の庭の中に住宅を建てたというもので、何

ら問題ないと思いますので、慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 3 号

議 長 日程第 4 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和 6 年 7 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。番号 1 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、当初の事業計画、一般住宅及び店舗用地。計画変更後の事業計画、建売分譲住宅用地。施設概要、建売分譲住宅、3 棟。当初計画者は、自宅兼店舗用地として転用許可を受けましたが、諸事情により計画の実施が難しくなり、承継者の申し出により建売分譲住宅用地として計画を変更しようとするもの。農地法第 5 条同時申請。第 3 種農地。番号 2 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、当初の事業計画、住宅用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、一般住宅。昭和 47 年 3 月 17 日に農地法第 5 条許可を受け住宅を建築しましたが、現在は解体済みであり更地となっています。この度、承継者が申請地を購入し、住宅を建築したく計画を変更しようとするもの。農地法第 5 条同時申請。第 3 種農地。以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長 番号 1 番について、笠懸第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、櫻井です。地図の 1 番をご覧ください。場所は桐生伊勢崎線と太田大間々線の交差する阿左美十字路を、西に向かって 200m ほどの交差点を左折し、150m ほど進んだところを左折し 300m のところになります。ここは以前、除外した土地ですので、砂利が入り草が生えている状態です。何の問題もないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番

議 長 番号2番について、大間々第12区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、深澤です。地図の2番をご覧ください。現地は大間々1丁目の変則交差点を日光足尾方面に300mほど行きまして、左側赤城保育園の西側になります。草は生えていますが多少の手入れもされており、何の問題もないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号2番の申請は可決いたします。

議案第4号

議 長 日程第5議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
令和6年7月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。申請件数は3,000㎡以上を含め13件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。
番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、建売分譲住宅用地、売買。現在、宅建業を営んでおりますが、本申請地は周囲を住宅に囲まれ、学校も近く交通の便もよいため、建売分譲住宅として有効であると考え申請するもの。第2種農地、計画変更同時申請。
番号2番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、一般住宅用地、売買。現在、妻と子供2人でアパートで生活しておりますが、子供の成長とともに手狭となり、将来を見据えて住宅を建てるため申請するもの。大間々用水土地改良区・第10工区、第3種農地。
以上2件の審議について、よろしく願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、笠懸第 2 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員

6 番、櫻井です。先ほどの計画変更案件と同じ場所になります。まわりは宅地に囲まれ建売分譲住宅用地には最適かと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、笠懸第 7 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員

1 番、鈴木です。地図の 5 番をご覧ください。申請地はみどり市鹿団地 A 棟の東側十字路を東方向に 20m ほど直進した左側になります。周囲の農地については、何の問題もないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議 長

続きまして、番号 3 番について、赤石委員に関連する案件となりますので、赤石委員の一時退席をお願いします。

事務局

番号 3 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、分家住宅、使用貸借。現在、借家で生活をしておりますが、祖父が所有する申請地に住宅を建設したく申請するもの。大間々用水土地改良区・第 10 工区、第 3 種農地。こちらにつきましては、1 件での採択をよろしくお願いいたします。

番号 3 番

議 長

番号 3 番について、現地確認を行った清水委員より説明をお願いします。

7 番 委 員

7 番、清水です。地図の 6 番をご覧ください。場所は笠懸の南中学校東側になり、パルから下がってきた道路の二股の所の畑となります。ビニールハウスの南側となりますが、何の問題もないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員と認め、番号 3 番の申請は可決いたします。赤石委員の入場を許可します。

事 務 局

番号 4 番。譲受人、譲渡人については、記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑、露天駐車場及びコンテナ資材置場用地、売買。申請地近くの自宅で業務を行っておりますが、トラックの駐車場と資材置場が不足しているため土地を探していたところ、申請地を売却してもらえたことになったため申請するもの。大間々用水土地改良区・第 8 工区、第 3 種農地。
ご審議をよろしくお願いいたします。

番号 4 番

議 長

番号 4 番について、笠懸第 4 区の担当委員がお休みですので、現地確認を行った清水委員より説明をお願いします。

7 番 委 員

7 番、清水です。地図の 7 番をご覧ください。場所は大間々方面から南下しまして上電の踏切をすぎ、2 股の左方面、藪塚方面に向かい、セブンイレブンの交差点を左折し、最初の信号を左折し 10m くらいの所です。周りは住宅地になっており、道路の反対側も倉庫になっており、何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 4 番の申請は可決いたします。

事 務 局 番号 5 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町久宮、畑、建売分譲住宅用地、売買。申請地を建売分譲住宅用地として販売するため申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当、第 2 種農地。
番号 6 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、分家住宅用地、使用貸借。現在、アパートで生活しておりますが、子供が成長して部屋が手狭になったことや、申請地が通学に便利なことから、申請地に新居を建築するため申請するもの。第 3 種農地。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 5 番

議 長 番号 5 番について、笠懸第 6 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、清水です。地図の 8 番をご覧ください。県道 69 号線を太田方面に南下し、久宮のヤクルトの信号を右折し、最初の信号から 200m 先左側建物の西側になります。まわりは住宅に囲まれており、何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 5 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 5 番について採決をいたします。番号 5 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 5 番の申請は可決いたします。

番号 6 番

議 長 番号 6 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 9 番をご覧ください。現地は大間々尾島線を笠懸に入り、あすかホールをすぎ、次のセブンイレブンの信号をすぎ、右側レストランの道反対にある県道に面した畑になります。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 6 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 6 番について採決をいたします。番号 6 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 6 番の申請は可決いたします。

事務局 番号 7 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、一般住宅用地、使用貸借。現在、借家生活をしておりますが、将来子供が小学校に通学するため父親が所有する申請地が適当と考え、住宅を建築するため申請するもの。大間々用水土地改良区・第 9 工区、第 3 種農地。
番号 8 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、建売分譲住宅用地、売買。申請地を建売分譲住宅用地として販売するため申請するもの。みどり市土地開発事業指導要綱該当、第 3 種農地。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 7 番

議 長 番号 7 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

3 番委員 3 番、石原です。地図の 10 番をご覧ください。現地はみどり市役所笠懸庁舎の東側道路を北上し、150m 先にスイーツの店舗がありますが、その道反対の畑の東側住宅地の脇になり、何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 7 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 7 番について採決をいたします。番号 7 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 7 番の申請は可決いたします。

番号 8 番

議 長 番号 8 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 11 番をご覧ください。申請地は国道 50 号線の笠懸小学校の信号を、一般県道笠懸赤堀今井線方面に 180m ほど直進しますと酒店がありますが、さらに道なりに 200m ほど直進したところにある信号機を右折し、100m ほど北に直進した右側になります。現地は畑として利用されておりますが、説明されたとおり何ら問題ないと思いますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番につい

て原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 8 番の申請は可決いたします。

事 務 局 番号 9 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑、一般住宅用地、使用貸借。現在、賃貸住宅に居住しているが、子の成長に伴って持ち家の新築を検討していました。実家に近く良好な生活環境を備える申請地に住宅を建築したく申請するもの。第 3 種農地。
番号 10 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、一般住宅用地、売買。住宅を建築したく申請するもの。第 2 種農地、計画変更同時申請。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 9 番

議 長 番号 9 番について、大間々第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

5 番委員 5 番、大澤です。地図の 12 番をご覧ください。申請地は県道大間々太田線ローソン桐生天沼通り店の交差点を西へ 100m 進んだ T 字路の左側になります。対象地の北側及び西側は住宅地として開発されており、何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 9 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないので、番号 9 番について採決をいたします。番号 9 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 9 番の申請は可決いたします。

番号 10 番

議 長 番号 10 番について、大間々第 12 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 2 番をご覧ください。申請地は赤城保育園の西側の土地ですが、現地は管理もされておまして、周辺に被害を及ぼすこともないと思われるので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 10 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 10 番について採決をいたします。番号 10 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 10 番の申請は可決いたします。

事務局 番号 11 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、一般住宅用地、売買。現在、申請地近くに両親と同居して農業経営に携わっておりますが、今後のために新築を考え、所有者に確認したところ、譲渡が可能であることから申請するもの。第 2 種農地。

番号 12 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。東町神戸、畑、健康広場、売買。地域で開かれた庭、誰でもふらりと立ち寄れて、お茶が楽しめ、子供からお年寄りまで遊べる遊具を設置し、時には季節に応じた食事を提供する広場を作りたく申請するもの。第 2 種農地。神戸 584-1 の宅地と一体利用。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 11 番

議 長 番号 11 番について、大間々第 12 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員 10 番、深澤です。地図の 13 番をご覧ください。現地は大間々 1 丁目の変則交差点を日光足尾方面に 300m くらい北上し、赤城保育園を過ぎて右側に入り、50m くらい行った左側になります。現地は手入れも良くされており、何ら問題ないと思います。慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 11 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 11 番について採決をいたします。番号 11 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 11 番の申請は可決いたします。

番号 12 番

議 長 番号 12 番について、東の担当委員より説明をお願いします。

8 番委員 8 番、関口です。地図の 14 番をご覧ください。申請地は東支所より足尾方面に約 4.5km 行った国道沿いの左側になります。畑は数年耕作されておらず草が生えている状態ですが、周辺に被害を及ぼすこともないと思われますので、慎重審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。番号 12 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 12 番について採決をいたします。番号 12 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 12 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 13 番でございますが、こちらは 3,000 m²以上ということで、5 条ですが意見の決定を求めるということで説明をさせていただきます。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、露天駐車場用地、売買。当社の営業として自動車の輸出・販売事業を行うため、駐車場が必要になり、高速道路近くに土地を探していたところ申請地があり、譲渡人と協議合意ができたため申請するものです。みどり市土地開発事業指導要綱該当。3,000 m²以上なので県の常設審議委員会が 8 月 16 日に予定されています。第 3 種農地。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

番号 13 番

議 長 番号 13 番について、笠懸 9 区の担当委員より説明をお願いします。

1 番委員 1 番、鈴木です。地図の 15 番をご覧ください。申請地は国道 50 号線の杉菜原の信号を、南へ 1 km ほど南下した 2 つ目の信号右側になります。現地は休耕地で問題はないと思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 13 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 13 番について採決をいたします。番号 13 番について原案のとおり意見の決定を求めるとに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 13 番の申請は可決いたします。

議案第 5 号

会 長 日程第 6 議案第 5 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用計画について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 5 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」
次のとおり、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、みどり市農

用地利用集積計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和 6 年 7 月 25 日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は再設定が 1 件ございます。「利用権を設定する土地」「利用権の設定を受ける者」「利用権を設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

番号 1 番。笠懸町久宮、台帳、現況とも畑になります。再設定 1 件の地積合計は、691 m²となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。再設定番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、再設定番号 1 番について採決をいたします。再設定番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、再設定番号 1 番の申請は可決いたします。

議 長 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和 6 年 7 月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和 6 年 7 月 25 日 午後 2 時 40 分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利信

10 番委員

深澤 良朗

12 番委員

星野 文雄